



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 5361852 号

(REGISTRATION NUMBER)

商標

(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 29 類 鳥取県産の加工した柿，鳥取県産の乾燥した柿

商標権者

(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

鳥取県八頭郡八頭町徳丸 6 4

山田 義夫

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

商願 2010-000867

出願日

(FILING DATE)

平成 22 年 1 月 8 日 (January 8, 2010)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成 22 年 10 月 22 日 (October 22, 2010)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 22 年 10 月 22 日 (October 22, 2010)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

岩井良行

